

第1節

死因究明により得られた情報の活用

1 死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、死因・身元調査法第4条第2項の規定による調査、第5条第1項の規定による検査又は第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。

令和4年中の、警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数は2,045件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資8-1-1-1 警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
通報件数	949	756	1,017	1,497	2,045

出典：警察庁資料による

資8-1-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

2 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

【施策番号81】

令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。

3 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号 82】(再掲)

P5 【施策番号 4】 参照

4 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 83】(再掲)

P5 【施策番号 5】 参照

5 死亡時画像診断に関する研修等への警察による協力

【施策番号 84】(再掲)

P8 【施策番号 9】 参照

6 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号 85】(再掲)

P6 【施策番号 6】 参照

7 死亡診断書(死体検案書)の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

【施策番号 86】(再掲)

P46 【施策番号 50】 参照

8 CDRに関する情報の収集、管理、活用等の在り方についての検討

【施策番号 87】

予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律

第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、一部の都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省ウェブサイトにも、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画等を掲載した特設サイトを開設した。

なお、令和5年4月、上記事業については、厚生労働省からこども家庭庁に移管されているが、今後も引き続き同事業の推進及びCDRの体制整備等に向けた検討を進めていくこととしている。

資8-1-8 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（概要）

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

(1) **推進会議**
医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

(2) **情報の収集・管理等**
こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) **多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）**
死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10 / 10

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 8自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、北海道、福島県）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース

出典：厚生労働省資料による

9 虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号88】

厚生労働省においては、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係

機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ通知を発出して、その周知を行った。

また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われる児童が外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることや、児童を法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほかに外傷があるか等についても意見を求めること等がより円滑に行えるようになることが期待される。

上記の改正児童福祉法（令和6年4月施行）の内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。

第2節

死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

1 犯罪捜査の手續が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号 89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手續が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

2 犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

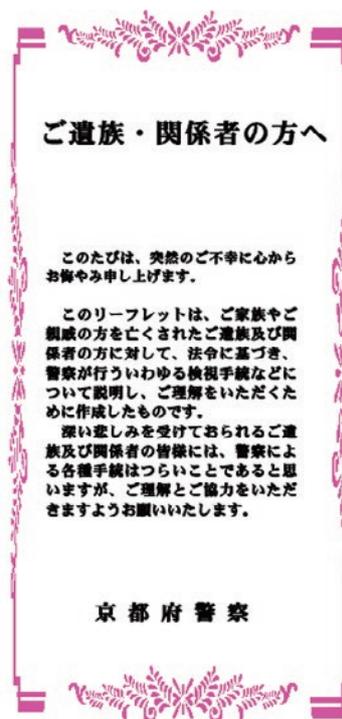
【施策番号 90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手續等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。

資8-2-2

遺族説明用パンフレット（京都府警察）



出典：警察庁資料による

3 解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

4 死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきことについての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検案書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル^{注7)}を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検案書）の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和4年度は、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

資8-2-4 令和4年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル

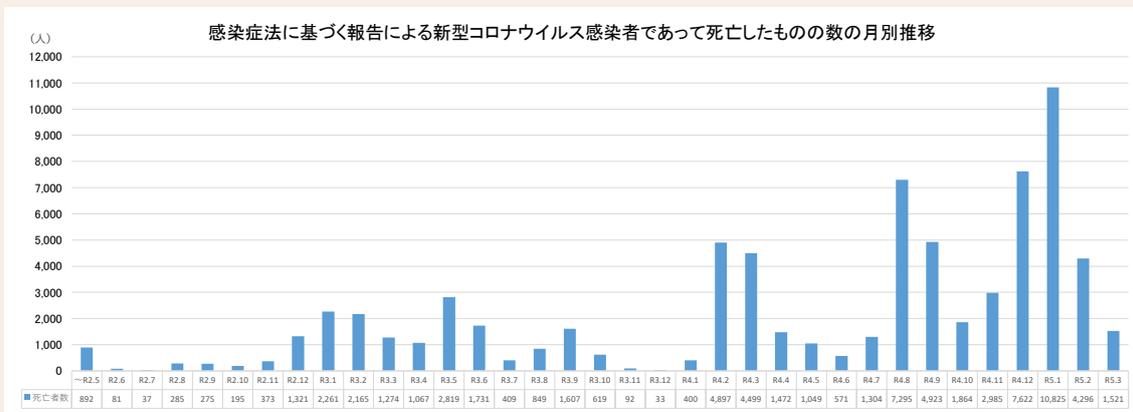


出典：厚生労働省資料による

注7) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

9 新型コロナウイルス感染症対策に資する死因究明の取組

新型コロナウイルスの感染については、令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されて以降、急速に拡大し、これに伴って、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく報告による新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、死亡したものの数（地方公共団体により公表等された集計値）は、令和5年3月31日までに、7万3,908人にまでに達した。



出典：厚生労働省資料による

新型コロナウイルス感染症対策においては、死体の死因究明を通じて、新型コロナウイルスへの感染の有無を確実に把握し、感染拡大防止措置に繋げることや、その病態を解明し、予防や治療に資する知見を蓄積することも重要であることから、厚生労働省においては、「死因究明を行うための体制整備の推進について（依頼）」（令和5年2月8日付け事務連絡）により、都道府県等に対して、新型コロナウイルス感染症など新興感染症による死亡が疑われるが明らかでない場合も含め、検案を行った医師が必要と認めた場合には、死因究明のための検査や解剖が適切に実施できるよう体制整備に係る取組の推進を依頼した。

また、令和3年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症発生時に対応する検案・剖検体制の確立に関する研究を推進した。

この研究では、新型コロナウイルス感染症の法医剖検例および死体検案事例を通じて、死亡事例の病態を解明するとともに、新興感染症発生時における剖検等による死因究明の果たす役割を明らかにした。

厚生労働省においては、こうした研究結果も踏まえつつ、引き続き、死因究明により得られた知見が新型コロナウイルス感染症を含む疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として活用されるよう必要な取組を進めることとしている。